

## 農業施策への要望書を提出

12月24日、平成21年度の町農業施策に対する要望書を町長へ提出しました。

### 1 担い手の確保・育成対策

①担い手対策の充実……………中核農家の為の園芸施設等のリース事業の創設

②おせっかいやき制度創設…配偶者の確保と支援体制の整備

### 2 優良農地の確保対策

①優良農地の確保対策……………土地利用型作物、特産物の研究開発と産地化の振興

②農業公社の拡充強化……………作業地域の拡大と機能強化

③営農アドバイザーの設置…営農全般を指導できる体制と整備

④有害鳥獣の被害防止対策…駆除班の拡充と猟犬や猿追い犬等の貸与制度の検討

⑤農地保全対策……………農道や畦畔管理の効率化の為の助成制度の創設

### 3 食農教育の推進

「安全安心」「地産地消」の視点から学校給食への納入体制整備

### 4 町から国・県へ要望してほしいこと

①農地・水・環境保全向上対策事業の対象組織の拡大

②中山間地域直接支払い制度の継続・拡大

③水田経営安定化対策の拡充

④集落法人等の育成・推進

⑤農業委員会の必置規制の堅持

## 21世紀新農政2008

### 農地改革プラン

農林水産省は、食料供給力の強化を図る為に必要な農地を将来にわたって確保し、農地転用の抑制をしながら農地面積の減少を食い止め、耕作放棄地の解消を行うことを目的とした「農地改革プラン」を今国会に提出しています。その主な内容は、つぎのとおりです。

### 1 農地転用規制の厳格化（農地法第4、5条）

①農地転用規制の強化  
公共施設等の転用許可基準の強化

②違反転用に対する罰則の強化  
（現行では3年以下の懲役または、300万円以下の罰金）

③2ha以下の転用許可事務に関する国の指示

### 2 農用地区域内農地の確保（農業振興地域の指定）

①農用地区域内農地の除外の厳格化  
（将来経営基盤となる農地の除外は認めない）

②農用地区域内農地の確保  
（農用地区域内農地の面積目標の設定）

### 3 貸借を通じた農地の有効利用（農業経営基盤強化促進法）

（農地に権利を有する者の農地を有効利用する責務を法律上明確化）

### 4 農地の貸借を促進するための制度の見直し（農地法第2条）

※農地法等の法律の改廃については、順次お知らせします。

## 農業者年金でゆとりある老後を

■農業に従事する方は、広く加入できます

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者、②年間60日以上農業に従事する方、③60歳未満の方であれば加入できます。農地を持っていない農業者や家族従業者も加入できます。

■積立方式です

将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる、加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度です。

65歳から受給できます。(60歳からの受給も可能です。)

脱退も自由です。脱退してもそれまでに支払った保険料に応じた年金を受け取ることができます。

■保険料は自由に決められます

毎月の保険料は、20,000円を基本に、最高67,000円まで1,000円単位で自由に決められますので、経済的な状況や老後の設計などに応じていつでも見直すことができます。

■80歳までの保証がついた終身年金です

年金は終身受給できます。受給者が80歳になる前に亡くなっても死亡した月の翌月から80歳まで受け取れるはずの年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

■税金でのメリットがあります

保険料は、全額(最高804,000円)社会保険料控除(所得税)の対象になります。

また、受け取る年金についても、公的年金等控除の対象になります。

■担い手には国の保険料助成(政策支援)があります

認定農業者や青色申告者等の一定の要件を満たす、意欲ある担い手は、政策支援の対象となり、一定の期間につき国の保険料助成を受けられます。

農業者年金については、農業委員、最寄りのJAまでお尋ねください。



## 町で9例目の特定農業法人誕生



(株)ヴィレッジホーム光末が誕生しました。三和地区光末を拠点に稲作、特産品栽培、生産物の加工直販、他分野の事業への参入などで年間就業できる法人をめざされています。

4人で18・6haの水田と和牛飼育で出発し、「農地の集積及び作業受委託も今後一層受け入れて行く方針」と社長の光末衆一さんは意気込まれています。

また、「会社経営に参画して農業やその他の分野で活躍していただける若い方を求めている」とのことです。

## 農業委員の担当地区を変更しました

小坂大輔氏(議会推薦)が退任され、丸山達夫氏(同)が就任されたことにより委員の担当地区を変更しました。

委員名	担当地区
横儀 秋弘	草木
池本 保	笹尾
美田 雅彦	安田・李・近田(小吹)
藤田 隆夫	高光
岩田 光博	近田(小吹を除く)・花済・上野
鈴木 孝知	油木(市場の甲を除く)
大元 孝行	光信・上
赤木 照章	小野・新坂
山内 知則	牧・福永(岩石・間背・宇賀・神寿苑)
槌原 敬司	高蓋(乙卯)・父木野(丸山)・桑木
平奥 捷二	木津和・田頭
伊藤 矩夫	永野
橋本 輝久	有木・中平
福島 明弘	父木野(丸山を除く)
佐々木節夫	福永(岩石・間背・宇賀・神寿苑を除く)
酒井 俊夫	油木乙(市場の甲を含む)
小林 文雄	上豊松
福本 正志	時安・坂瀬川
江草 節志	下豊松
伊勢村春行	古川・相渡
丸山 達夫	小島(イ・ロ・ハ・ニ組)・阿下
藤井 鉄男	井関・大矢
山内 勝之	小島(三和・長者原・久木・上組)・常光・亀石
佐伯 知省	高蓋(乙卯を除く)・階見

農業に関する相談や問い合わせは、担当区以外の農業委員でもかまいません。